

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
山梨県南アルプス市
- 2 構造改革特別区域の名称
南アルプス市農地有効利用活性化特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
山梨県南アルプス市の区域の一部（旧御影村のうち六科、旧巨摩町のうち飯野、旧百田村のうち百々、旧源村、旧芦安村、旧小笠原町、旧榊村、旧野之瀬村、旧落合村、旧大井村）
- 4 構造改革特別区域の特性
南アルプス市は山梨県の西部に位置する「八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町」の4町2村が、平成15年4月1日に合併し南アルプス市となった地域である。
本地域の西部には南アルプスがそびえ、南アルプス国立公園、県立南アルプス巨摩自然公園などに指定され、雄大な景観と豊かな自然に恵まれている。本地域の東部は、御勅使川扇状地と釜無川右岸に広がる比較的平坦な地域であり、サクランボ、桃、スモモ、ぶどう、なし、柿、キウイフルーツ、りんごといった果樹栽培や野菜、花卉栽培などに適しており、「フルーツ王国・南アルプス市」を印象づける一つの顔となっています。

農家数の推移

農家数は平成2年から平成12年までの10年間で759戸（13.3%）減少している。（1戸当り耕作面積57a）

（戸）

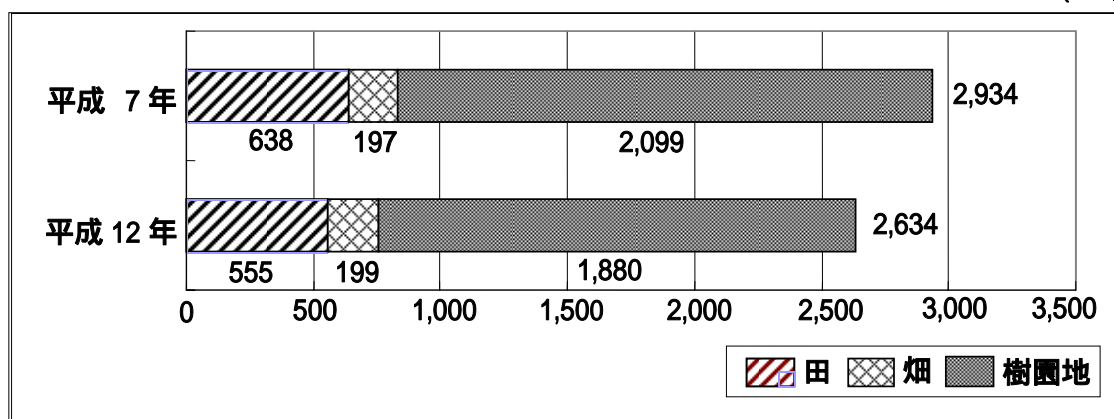
年度	農家数	販 売 農 家						自給的農家
		例外規定	0.5ha未満	0.5ha～1.0ha	1.0ha～1.5ha	1.5ha～2.0ha	2.0ha以上	
昭和60年	6,281	18	3,077	2,379	695	96	16	
平成2年	5,699	166	1,263	2,223	611	101	15	1,320
平成7年	5,320	167	1,171	2,076	520	97	10	1,279
平成12年	4,940	139	1,185	1,797	428	89	12	1,290

（国勢調査より）

経営耕地の推移

経営耕地は平成 7 年から平成 12 年までの 5 年間で 300ha (10.2%) 減少している。(樹園地は 5 年間で 219ha、10.4%減少)

(ha)



(世界農林業センサスより)

産業別就業者数の推移

産業別就業者数のうち農業は平成 2 年から平成 12 年までの 10 年間で 1,092 人 (17.9%) 減少している。

(人)

年 度	就業者数 計	内 訳			
		第 1 次産業		第 2 次産業	第 3 次産業
		農 業			
昭和 60 年	30,891	7,290	7,263	11,687	11,914
平成 2 年	33,479	6,139	6,108	13,568	13,772
平成 7 年	36,474	5,641	5,603	14,356	16,477
平成 12 年	37,697	5,045	5,016	14,667	17,985

(国勢調査より)

遊休農地の推移

本市の耕作放棄地は世界農林業センサスで見ると、平成 7 年から平成 12 年の 5 年間で 125ha の増となり、耕作放棄率も 7.2% で年々増加傾向にある。

現在の農業を取りまく情勢は、輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷等により所得の向上が見込まれないなど経営は非常に厳しく、担い手の減少とともに発生する離農跡地を残った農業者で吸収していく現在のシステムはすでに限界に来ており、近い将来遊休農地の大量な発生が懸念されている。さらに、農地の粗放な利用がもたらす景観や環境面における新たな問題の発生も懸念されている。

就農予定

交通面では甲府市から約 15km の位置にあり、東京都心からは約 120km 圏にあり、中部横断自動車道南アルプスインターチェンジが平成 15 年 3 月に供用開始したため東京都心とさらに身近となった。

最近の都市住民が求めている、清らかな水や空気の美味しい自然や歴史文化が豊富な癒しの環境で、休祭日には家族と一緒に無農薬野菜等を栽培するといったスローライフに最適な土地であることから、都市からの農業就農者は多数見込める。又、山梨県峡中地域振興局農務部櫛形分室に新規就農相談のあった件数は下記のとおりであるが、市農業委員会・農林課にも多数の新規就農相談があり、定年前退職者及び多職種から農業へのトラバークを多数見込める。

新規就農相談件数の推移

(件)

平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
11	9	11	15	13

(山梨県峡中地域振興局農務部調査より)

5 構造改革特別区域計画の意義

農業・農村は農産物の供給や生活・就業の場であるとともに国土の保全や水資源の涵養、自然環境の形成などの機能を有し、更に自然学習やレクリエーションの場、農村文化の伝承等、多面的かつ重要な機能を担っている。

このように農業・農村の持続的発展が重要視されるなか、本市においては高齢化が進み、平成 14 年度の高齢化率は 18.0%である。

高齢人口の推移

昭和 5 5 年		平成 2 年		平成 1 4 年	
高齢人口	高齢化率	高齢人口	高齢化率	高齢人口	高齢化率
7,151 人	13.4%	9,636 人	15.5%	13,016 人	18.0%

(高齢者福祉基礎調査結果概要より)

高齢人口 = 65 歳以上人口

農家人口及び農業従事者数の推移

(人)

年度	農業人口 総農家人口	販 売 農 家		
		農業従事者	農業就業人口	基幹的農業従事者
昭和 60 年	27,859	16,551	10,008	6,279
平成 2 年	25,189	15,686	9,150	6,120
平成 7 年	22,964	14,561	8,191	5,549
平成 12 年	20,947	10,718	6,411	4,369

(国勢調査より)

高齢人口の増加及び農業従事者数が平成 2 年から平成 12 年の 10 年間で 4,968 人(31.7%)減が、遊休農地の解消に対しても影響し、抜本的な解決に至らず優良農地の確保が困難となってきている。今後このような傾向がつつけば、単なる産業力の低下の面だけでなく、農業・農村の維持に対しても深刻な影響が懸念される。

これまで、意欲ある農業者への育成支援及び耕作放棄地の解消に向けた取り組み支援については施策を講じてきたものの、結果として意欲ある農業者や優良農地の確保の点からは減少傾向にあり、新たな視点での農業・農村の持続的発展を図る必要性がある。いままでは既存農業者の育成、もしくは跡継ぎ農業者の確保に重点を置いてきたが、これらの考え方だけでは課題を解消できない状況下から、新たな人材を確保するという視点での施策展開が望まれている。

このような中、昨今の多様な価値観や都市農村交流などにより、農業農村分野以外から農村部に根付きながら新規に営農を始めようとする就農希望者が増えつつある。既存の農業農村分野からの人材確保が困難な中で、新規就農者の確保は、農村人口の増加、農地保全の拡大、生産規模の増加、定住や新たな設備投資に伴う経済波及効果が期待できる。さらには農村部の新たな担い手として、農業分野のみならず農村コミュニティの持続的発展や農村文化継承にも寄与できると考えられる。

そのため、新規就農相談(平成 15 年、13 件)のあった市内外からの農業に意欲のある就農希望者の受入体制を整備し、積極的に新規就農者の確保に努めるものである。しかしながら、現行の農地法における原則 50 a 以上(南アルプス市においては 40 a 以上)の農地取得下限面積要件が小規模ながら低コストで効率的な営農開始を希望する者の阻害要因となっている、南アルプス市の農地の権利取得にかかわる下限面積要件を現行の 40 a 以上から 10 a 以上に緩和することで、下限面積以上の農地購入が初期投資として多額の資金を必要とするため就農を断念していた新規就農希望者を積極的に受け入れ、定住し農業を本業とする農業者を育てることにより、新しい農業者の参入は地域に活力を与えることから農業農村の持続的発展につながる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は全国的に高齢化が進む中で、南アルプス市の活性化を進め、地方から構造改革を実現することを目標とする。

取り組みにあたっては地域の潜在能力を発揮することが不可欠であり、本市では農業資源（土地、農産物、人）の活用がもっとも効果的であると考えている。

南アルプス市では、果樹、野菜、花きの栽培等が行われているが、いずれも労働集約的な農業が主体であり、規模拡大等についても一定の限界を持つものであるため、新規就農にあたっては、始めの段階から大面積での経営は困難であり、農地取得の際の下限面積緩和が有効である。また、栽培の技術的な支援も求められることから、定年退職者就農システム推進事業による実務研修等を検討している。

具体的には、構造改革特別区域法に掲げられた「特定事業である農地又は採草放牧地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業」により、農地の流動化を促すとともに、定年退職者就農システム推進事業等により毎年 55 歳未満で 10 名 55 歳以上で 5 名程度、5 年間で 75 名の新規就農者の確保に努め、遊休農地も年間 5ha、5 年間で 25ha が解消される。

また、特区の取り組みにより小規模経営農家の増加が予想されるため、小面積で一定の収益が得られる新たな作物の生産振興も欠かすことができない。南アルプス市は果樹栽培が盛んであり、今後さらに地域ブランドを確立することにより、内陸性気候を活用した四季折々の果実の生産振興も進めていくことにより、耕作放棄地の解消、農業生産額の向上等を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農家の高齢化、後継者不足の傾向は南アルプス市全域に進んでおり、農地の権利取得にかかわる下限面積を現行の 40 a 以上から 10 a 以上に緩和することで、新たな農業者の確保が可能となる。

今回の特別区域計画実施により年間 15 名の新規就農者を確保し、遊休農地の解消と経済的効果が見込まれる。

遊休農地は初年度では 5.0ha（55 歳未満 20～30 a、55 歳以上 10～20 a 程度）、5 年後にはおよそ 25.0ha の解消が見込まれ、農地の多面的機能と農村風景の維持保全につながるものと期待される。

区分	現在	短期	中期	長期
遊休農地	300ha	平成 18 年度 までに	平成 21 年度 までに	平成 26 年度 までに
		295ha 以下	275ha 以下	250ha 以下

本構造改革特別区域計画に合せて、高農産物販売収入が得られる作物の導入を検討しており、農業者の収入増、機械・機具等の新規購入、苗代等、栽培経費等により直接的な経済効果が見込まれる。

又、本計画の実施により、新規就農者の農地取得に加えて、地域に人が増えることで体験農場や直売活動などのグリーンツーリズムを通じた都市と農村の交流も活発になり、地域の活性化による営農意欲の向上と離農の抑制効果が見込まれる。

更に、農業従事者の高齢化による担い手不足や遊休農地の発生は全国の農村部に共通した課題であるが、本計画の実施により都市近郊における農村活性化のモデル的な取り組み事例として各地に普及することで、農業の持つ多面的機能が維持され、環境の保全や食料自給率の向上等、都市住民を含めた社会全体に貢献することが期待されるものである。

8 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 中山間地域等直接支払交付金事業(国)

中山間地域等では担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能が低下し、大きな経済的損失が生じることが懸念されている地域15集落において農業生産の維持、多面的機能を確保するという観点から直接支払事業を実施している。

(2) 「南アルプス市遊休農地等流動化促進事業奨励補助金交付要綱」に基づく遊休農地等について所有権を移転又は5年以上の使用賃借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の設定を行った者に対する助成制度の活用(市)

農業委員会が認定する遊休農地に対し、貸し手、売り手、借り手、買い手に補助することにより、耕作放棄地の解消になる。

(3) 「南アルプス市農業後継者奨学助成金支給条例」に基づく農業後継者の育成(市)

将来、本市の農業経営指導者を志す山梨県立農業大学校在校生に助成金を支給し、もって有用な農業後継者の育成に資する。

(4) 市・農業協同組合・農業委員会による農地流動化の推進

各機関が連携して農地供給量の把握に努めるとともに、新規就農者に対する優良農地の斡旋等、農地流動化活動を推進し、優良農地の保全と遊休農地の解消に努める。

また、遊休農地解消対策と集落活動維持の一方策として、定年退職者が1ターンによる就農、地域に定住するためのシステムづくりを進める「定年退職者就農システム推進事業」の一環として農業研修会を開催する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又その実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

南アルプス市の区域の一部(旧御影村のうち六科、旧巨摩町のうち飯野、旧百田村のうち百々、旧源村、旧芦安村、旧小笠原町、旧榊村、旧野之瀬村、旧落合町、旧大井村)の農地の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定の日から、南アルプス市において農地の権利を取得する者に対し、農地の権利取得後の下限面積要件を現行の40a以上から10a以上に緩和する。

5 当該規制の特例措置の内容

本市は、平成14年度現在で、耕地面積が2,810haで市域全体の10.6%、また、全就業従事者(15歳以上)の内、農業従事者の占める割合は13.3%である。

また、農家1戸当りの耕地面積57a、全農業従事者の内、65歳以上の高齢者が占める比率は32%に達するなど、小規模な兼業農家が圧倒的に多く、農家の高齢化や担い手不足から農地の宅地化や遊休農地化が進行しており、耕作放棄率は7.2%となっている。

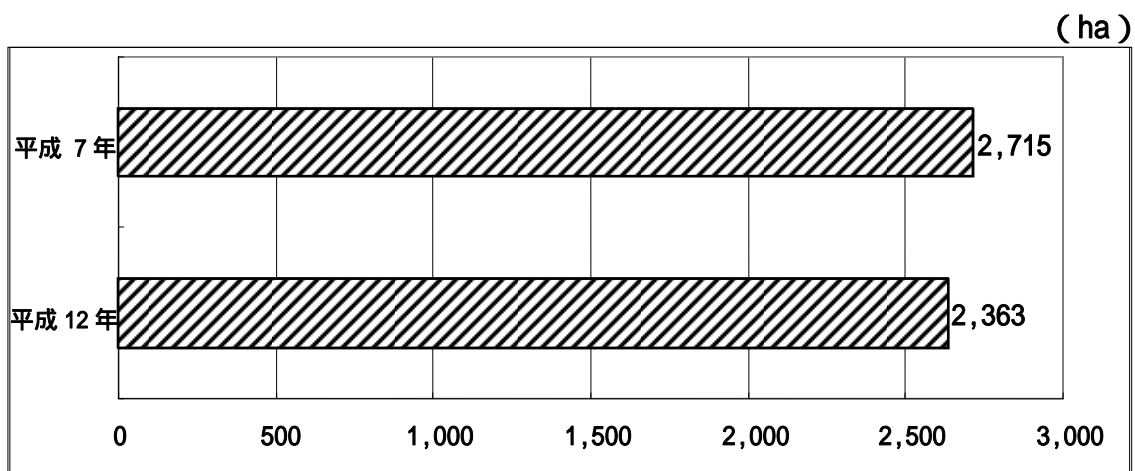
このような状況を踏まえ、耕作放棄地や遊休農地の拡大を防止するためには、新たに農業への参入者を創出することが不可欠であり、農地の権利取得にかかわる下限面積を現行の40a以上から10a以上に緩和する農地法の特例措置を講ずる構造改革特別区域を設定することが必要である。

特区により新規就農を進め、初年度に5haを目標として10年後には50haの遊休農地の活用を目指す。

(1) 相当程度の遊休農地等が存在すること及び地域内で解決が困難なことの根拠

経営耕地面積の減少

南アルプス市の経営耕地面積は平成7年から平成12年の5年間で79ha(2.9%)減少し、減少傾向に歯止めがかからない状況である。



(世界農林業センサスより)

耕作放棄地の高比率

耕作地の減少と共に、耕作地に占める耕作放棄地の比率も全国（5.1%）に比べて高い比率にあり、平成7年から平成12年の5年間で125haの増で、このまま放置しておくと、ますます耕地面積の減少が進行するものと思われる。

耕作放棄地の状況

	平成 7 年	平成 12 年	増 減
経営耕地面積 (ha)	2,715	2,636	79
耕作放棄地 (ha)	79	204	125
耕作放棄地の割合	2.8%	7.2%	4.4

(世界農林業センサスより)

遊休農地の固定化

平成12年度遊休農地実態調査によると、市内の遊休農地は300haで、条件別に見ると日照条件の良好は95%、排水条件の良好は90%、農機具の搬入可能地は99%となり、優良農地としての活用可能性では即可能及び可能が74%を占めている。

特に本市の基幹農業である果樹について見ると田、畑に比較して樹園地は優良農地とするのに可能性が高いことが考えられる。

しかしながら荒廃状況では多年生の占める割合が89%を占め、一度遊休農地となれば、修復し優良農地にはならず荒廃が進んでいく。

(2) 担い手農家が減少していることの根拠

総農家数の減少

本市の総農家数は、平成7年に比べて380戸(7.1%)の減少である。これらの内、販売農家は391戸(9.7%)の減少となり、総農家に占める割合も76.0%から73.9%に低下するなど農家数の減少と共に自給的農家の比率がより一層、高まりを見せている。

市内の農家数状況

(戸)

区 分		総農家数	販売農家数	自給的農家数
平成 2 年		5,699	4,379	1,320
平成 7 年 (A)		5,320	4,041	1,279
平成12年 (B)		4,940	3,650	1,290
増減数 (B - A = D)		380	391	11
増減率 (D / A)		7.1	9.7	0.9
構成比	平成 7 年	100.0	76.0	24.0
	平成12年	100.0	73.9	26.1

(2000年世界農林業センサスより)

販売農家の減少並びに規模の縮小

本市の経営耕地面積規模別農家の状況は、0.5ha未満及び0.5~1.0haが全体の80%以上を占めており、経営規模1ha以上の農家は少ない状況であり、販売農家数の減少と共に、経営規模の縮小が進行している。

また、本市の農産物販売金額規模別農家の状況は平成7年に比べ平成12年は全体に下がっている。

経営耕地面積規模別農家数の状況

(戸)

区 分	実 数		増減率	構成比	
	平成 7 年	平成 12 年		平成 7 年	平成 12 年
販売農家数	4,041	3,650	9.7	100.0	100.0
0.5 h a 未満	1,338	1,324	1.0	33.1	36.3
0.5 ~ 1.0	2,076	1,797	13.4	51.4	49.2
1.0 ~ 1.5	520	428	17.7	12.9	11.7
1.5 ~ 2.0	97	89	8.2	2.4	2.5
2.0 h a 以上	10	12	20.0	0.2	0.3

(2000年世界農林業センサスより)

農産物販売金額規模別農家の状況

(戸)

区 分	実 数		増減率	構成比	
	平成 7 年	平成 12 年		平成 7 年	平成 12 年
販売農家数	4,041	3,650	9.7	100.0	100.0
販売なし	242	262	8.3	6.0	7.2
50万円未満	748	761	1.7	18.5	20.8
50～100万円	729	646	11.4	18.0	17.7
100～200万円	731	592	19.0	18.1	16.2
200～300万円	532	446	16.2	13.2	12.2
300～500万円	484	455	6.0	12.0	12.5
500～700万円	262	232	11.5	6.5	6.4
700～1,000万円	172	144	16.3	4.2	3.9
1,000万以上	141	112	20.6	3.5	3.1

(2000年世界農林業センサスより)

農家の専門化率の低下

市内の販売農家における専門農家は、平成7年から平成12年の5年間で6戸増加したものの、全農家(4,940戸)に占める比率は13.4%程で山梨県平均の14.4%を下回っている。

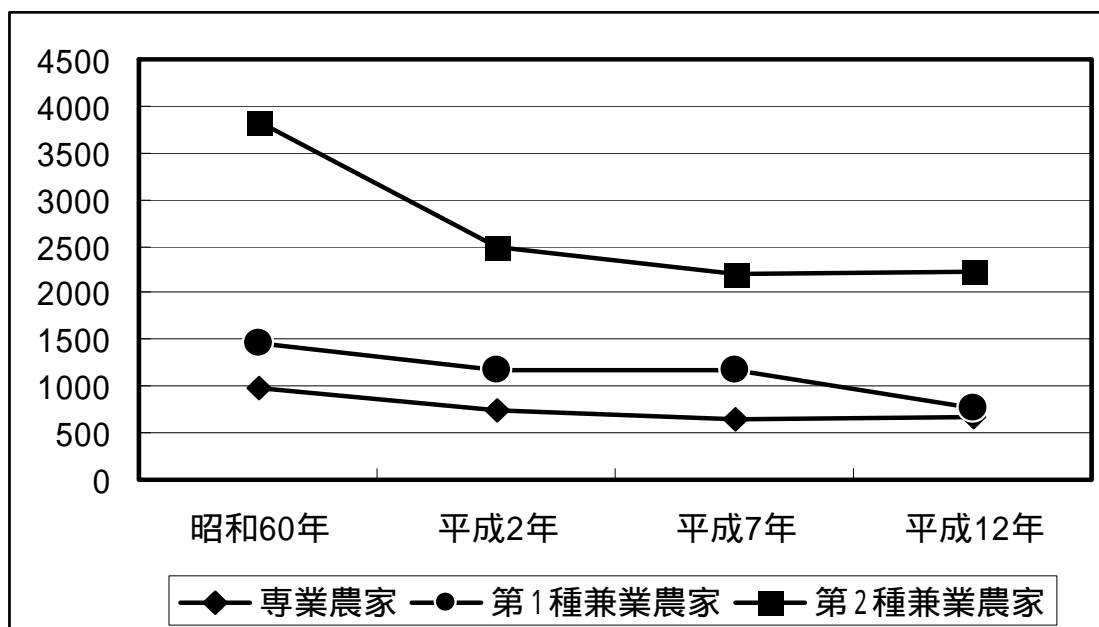
また、兼業農家数も昭和60年から平成2年までの間に急激に減少し、その後、毎年減少している。

専門農家の状況

(戸)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
専門農家	975	732	656	662
第1種兼業農家	1,467	1,164	1,177	755
第2種兼業農家	3,839	2,483	2,208	2,233

(農業センサス数値より)



(農業センサス数値より)

農家人口における高齢化の進行

市内の農家人口は、平成7年と比べて2,017人、8.8%の減で、年齢構成では65歳以上の高齢者が占める比率が、1.8%増加し、28.4%と高い比率を占めている。

農家人口の年齢構成の状況

(人)

区 分	実 数		増減率	構成比	
	平成 7 年	平成 12 年		平成 7 年	平成 12 年
農家人口	22,964	20,947	8.8	100.0	100.0
15 歳未満	3,333	2,726	18.2	14.5	13.0
15～25 歳	2,751	2,456	10.7	12.0	11.7
25～35 歳	2,148	1,911	11.0	9.4	9.1
35～45 歳	2,859	2,302	19.5	12.4	11.0
45～55 歳	3,036	2,998	1.3	13.2	14.3
55～65 歳	3,002	2,612	13.0	13.1	12.5
65 歳以上	5,835	5,942	1.8	25.4	28.4

(2000 年世界農林業センサスより)

販売農家における世帯員・農業従事者・農業就業人口の減少

本市の販売農家の世帯員の就業状態は、平成 7 年に比較すると世帯員では 2,050 人 (11.5%)、農業従事者は 915 人 (7.9%)、農業就業人口は 655 人 (9.3%) 減少している。

販売農家の世帯員の就業状態

(人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	増減数	増減率
世 帯 員 数	17,856	15,806	2,050	11.5
農 業 従 事 者	11,633	10,718	915	7.9
農 業 就 業 人 口	7,066	6,411	655	9.3
基幹的農業従事者	5,159	4,369	790	15.3

(2000 年世界農林業センサスより)

(3) 「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない」と認めた根拠

経営耕地規模別農家

平成 12 年現在における経営耕地規模別農家（販売農家 3,650 戸）は、0.5ha 未満が 36.3%、0.5～1.0ha が 49.2%、1ha 以上が 14.5%となっている。中小規模農家が大多数を占めている。

認定農業者の状況

本市の認定農業者は現在 295 名で、そのうち 84 名は 60 歳以上の高齢者となっている。

経営形態は、水稻の他、野菜、花き、果樹等であるが、農業所得のみでの生活は困難であり、何らかの副収入を得ている第 1 種兼業農家が多数含まれている。また、農地利用集積などによる規模拡大への取り組みが緩慢であり、認定農業者に係る優遇措置の活用も不十分で、再認定に意欲的でない農家も見られる。

今後の営農及び農地等に関する意向調査結果

平成 15 年度において、総合計画（土地利用）の一環として南アルプス市で農業に従事している農業経営者 500 人を選び、現在の農業経営や今後の経営方針、新規就農者への支援についてアンケートを実施したところ、408 人から回答があった。

経営規模の拡大予定についての設問では、「拡大したい」は 4.5%にすぎず、「規模の縮小、中止」が 50.6%、「現状維持」においては 40.1%にも及んでいる。

遊休農地を新規就農者に貸したいかという設問には「そう思う」が 45.4%、「ややそう思う」が 25.1%と約 7 割の農業経営者が、遊休農地があれば貸したいとしており、「貸さない」は 8.3%にとどまっている。

以上のことから、本市の既存農家の規模拡大意向は低く、むしろ縮小傾向にあり、既存農家が規模拡大により遊休農地の解消に取り組む見込みはほとんどないものと思われる。さらに、農業の担い手として地域外の新規就農者や定年退職者への期待が大きいことから、「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない」と判断する。

(4) 将来的に 1006 の特例により許可を受ける者の人数

本特区の特例により許可を受ける者としては、地域外を中心に毎年 55 歳未満で 10 名、55 歳以上で 5 名程度、5 年間で 75 名の就農者が見込まれる。

なお、平成 16 年度では本特区の許可後において、特例措置により権利移動を予定している者が 2 名特定されている。